

令和5年度第2回

今金町地域公共交通活性化協議会資料

(1) 役員の選出について (副会長 1名・監事 2名) 会長指名

P1~ 2

(2) 【函館バス】瀬棚線 (721系統) 運行経路変更に伴う実証運行について

P3~ 8

(3) 【東ハイヤー】患者バスからデマンドバスへの移行に伴う実証運行について
上地区 (美利河・花石・中里地区)

P9~ 12

西部地区 (神丘・鈴岡地区)

P13~ 26

(4) その他

議題 (1)

役員を選出について (副会長 1名・監事 2名)
会長指名

今金町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

任期 委嘱の日～令和7年3月31日

NO	役職	委員名	所属
1	会長	中 島 光 弘	今金町長
2	委員	勝 山 英 敏	自治会町内会連合会（町内会代表）
3	委員	辻 紀 英	今金町社会福祉協議会
4	委員	久ヶ澤 正 幸	産業団体代表（今金町商工会）
5	委員	天 沼 寧	自治会町内会連合会（自治会代表）
6	委員	酒 井 周 一	国土交通省北海道運輸局 函館運輸支局
7	委員	山 本 勝 博	北海道檜山振興局（地域政策課）
8	委員	武 田 修 司	せたな警察署（公安委員会）
9	委員	伊 藤 一 雄	函館建設管理部今金出張所 （道路管理者）
10	委員	中 野 秀 勝	今金町老人クラブ連合会
11	委員	西 川 達 也	函館バス株式会社
12	委員	松 本 年 弘	有限会社東ハイヤー
13	委員	大 岩 伸 一	函館地区交通運輸産業労働組合協議会
14	委員	岸 貴 之	今金町保健福祉課
15	委員	由 浅 和 正	今金町公営施設課
16	委員	早 坂 靖	今金町教育委員会事務局
17	委員	杉 山 輝 希	今金町国保病院

【事務局】

鈴木 正之 佐藤 直樹 杉村 明吉 松永 真翔	町まちづくり推進課長 町まちづくり推進課長補佐 町まちづくり推進課主事（企画政策G） 町まちづくり推進課主事補（企画政策G）
----------------------------------	---

議題 (2)

【函館バス】瀬棚線 (721系統) 運行経路変更
に伴う実証運行について

基本目標3 地域内資源である“ハイヤーの活用”で利便性の高い生活移動を確保

事業3 瀬棚線（721系統）における道道936号線運行区間の短絡化

概要

町内を運行する幹線交通である瀬棚線（721系統）について、さらなる速達性の向上を図るため、利用需要が限られている道道936号線運行区間の運行から、国道230号花石道路の運行に振替、本町から長万部町まで所要時間短縮を図ります。

具体的な内容

①所要時間短縮効果の整理

幹線交通「瀬棚線（721系統）」について、道道936号線運行区間の運行から、国道230号花石道路の運行に振り替えることで、既存の所要時間から「7分間」の短縮が図られることが期待されます。

また、運行キロとして「約6km/便」の削減に繋がることから、本町として瀬棚線（721系統）の運行維持確保に要している経費の圧縮に寄与することが期待されます。

②沿線住民への影響を最小化する代替交通の検討

事業4で整理する「タクシー運賃助成制度」や既存の患者バスを活用し、これまでバス運行路線の沿線まで移動が必要であった現状から、自宅付近から利用でき、利便性を確保した移動手段の創設を検討します。

③関係自治体及び交通事業者との協議・調整

幹線交通「瀬棚線（721系統）」は、本町のほか、せたな町、長万部町内も運行しており、運行計画の変更にあたっては、関係する2自治体との協議・調整が必要であることから、必要な協議・調整を行っていきます。

加えて、瀬棚線（721系統）は、函館バス株式会社が運行する民間バス路線であることから、瀬棚線（721系統）の運行ルート変更に伴う影響（利用者数変動や運行経費変動等）についても協議・調整を行います。



図5-6 (左)見直し対象区間及び(右)自治体間の整理

実施主体

協議会、交通事業者、関係自治体、今金町

実施スケジュール

計画策定	計画推進				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画策定					
	協議・調整が完了し次第、運行内容を見直し				

- 1 計画策定にあたって
- 2 地域特性と上位・関連計画の整理
- 3 地域公共交通の運行状況等の整理
- 4 町民の地域公共交通に対するニーズ
- 5 将来像と基本目標
- 6 計画の具体整理

瀬棚線（721系統）運行経路の変更について

事業概要

今金町地域公共交通計画に掲載の施策として、「道道936号線」から「国道230号」に運行経路を変更し、10分間の所要時間の短縮を図る。

実証運行期間：令和6年1月～3月

本格運行開始：令和6年4月～

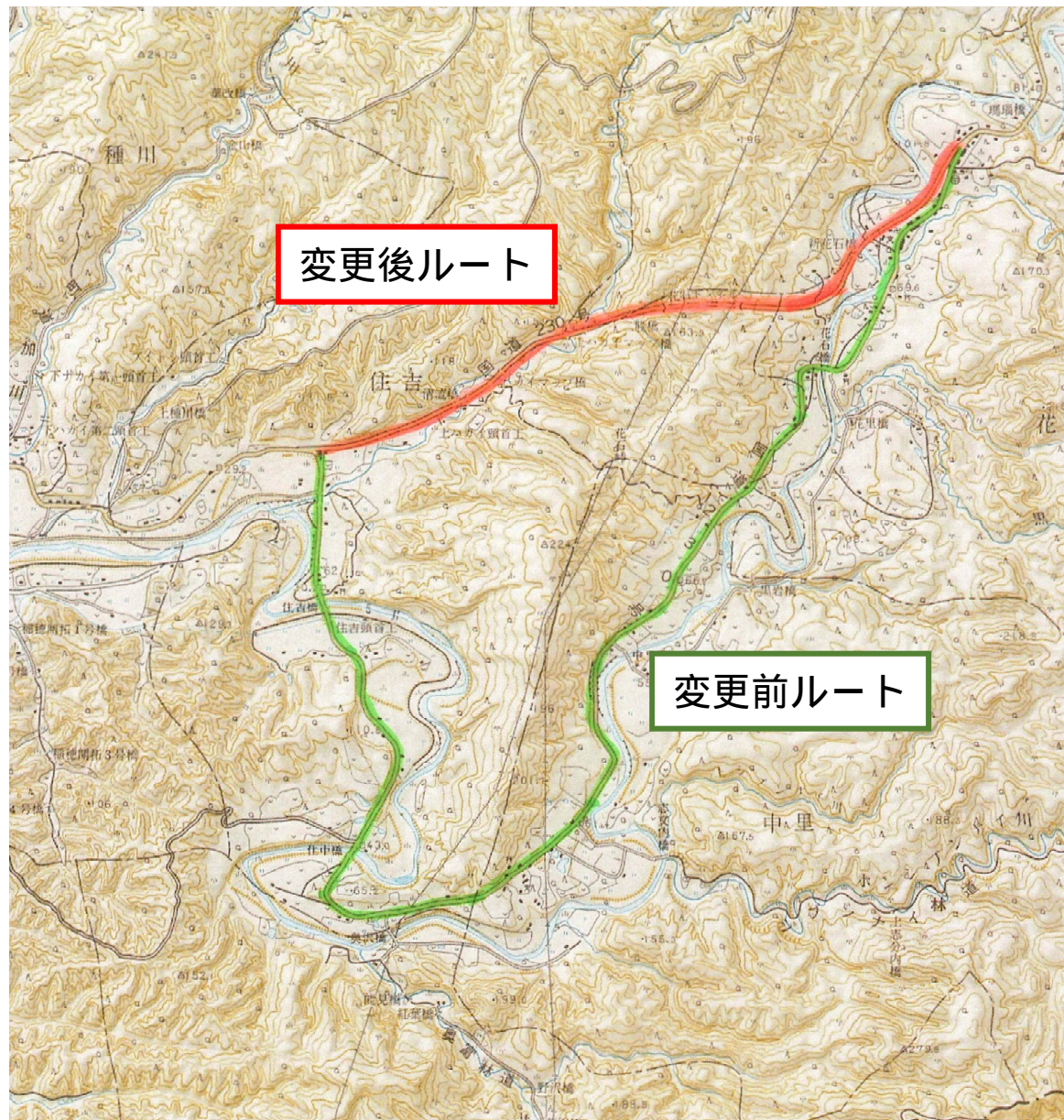
想定スケジュール

【令和5年10月～12月】

- ・第2回交通協議会にて実証運行の説明
- ・運輸支局へ事業計画変更（路線延長）認可申請
- ・檜山地域生活交通確保対策協議会へ路線廃止に係る事業計画変更申出書の提出及び補助金計画の変更申請
- ・対象地域住民への説明会実施
- ・北渡島檜山生活交通確保対策協議会での承認
- ・檜山北高校及び今金高等養護学校への周知
- ・第3回交通協議会にて実証運行の最終調整（書面開催予定）

【令和6年1月～3月】

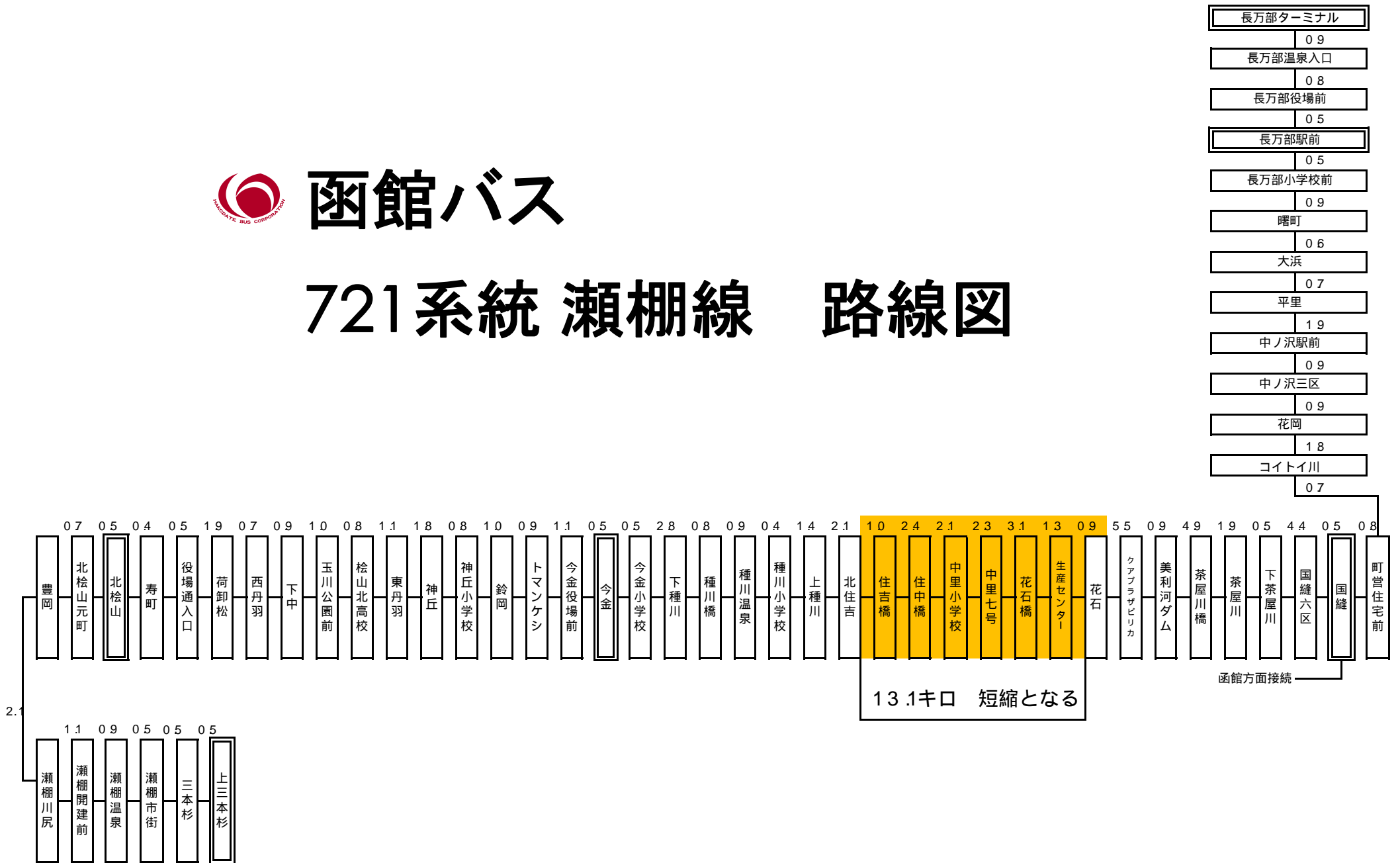
- ・実証運行ヒアリングのため住民説明会実施
- ・第4回交通協議会にて実証運行の中間報告及び本格運行の最終調整（書面開催予定）





函館バス

721系統 瀬棚線 路線図



● 721系統 (瀬棚線) 瀬棚・上三本杉 ⇒ 長万部ターミナル (令和6年1月 実証運行)

	大成方面より 北桧山での バス接続	上 三本杉	瀬棚 市街	豊岡	北桧山	玉川 公園	桧山北 高校前	トマン ヶシ	今金 役場前	今金	種川小 学校前	北住吉	花石	美利河 ダム前	国縫	中ノ沢 駅前	長万部 駅前	長万部 ターミナル	JR(札幌) 接続時間	備考	函館方面へ 国縫での バス接続	JR長万部駅 列車時刻	
																						札幌行へ接続	函館行へ接続
①		6:55	6:58	7:05	7:08	7:17	7:19	7:26	7:28	7:30	7:38	7:43	8:00	8:09	8:25	8:31	8:38	8:43	28分		国縫発 8:47 函館駅着 11:36	北斗3号 長万部 9:06 札幌着 11:28	北斗4号 長万部 9:11 函館着 10:38
		7:05	7:08	7:15	7:18	7:27	7:29	7:36	7:38	7:40	7:48	7:53	8:00	8:09	8:25	8:31	8:38	8:43	改正後 28分	発時間10分遅 着時間変更無	国縫発 8:47 函館駅着 11:36	北斗3号 長万部 9:06 札幌着 11:28	北斗4号 長万部 9:11 函館着 10:38
②	大成発 7:16 北桧山着 7:59	7:46	7:49	7:56	7:59	8:08	8:10	8:17	8:19	8:21	8:29	8:34	8:51	9:00	9:16	9:22	9:29	9:34	1時間			北斗5号(運休あり) 長万部 10:29 札幌着 12:49	北斗6号 長万部 11:06 函館着 12:34
	大成発 7:16 北桧山着 7:59	7:46	7:49	7:56	7:59	8:08	8:10	8:17	8:19	8:21	8:29	8:34	8:41	8:50	9:06	9:12	9:19	9:24	改正後 1時間10分	発時間変更無 着時間10分早		北斗5号(運休あり) 長万部 10:29 札幌着 12:49	北斗6号 長万部 11:06 函館着 12:34
③		9:35	9:38	9:45	9:48	9:57	9:59	10:06	10:08	10:10	10:18	10:23	10:40	10:49	11:05	11:11	11:18	11:23	15分		国縫発 11:59 函館駅着 14:48	北斗7号 長万部 11:33 札幌着 13:52	北斗8号 長万部 12:05 函館着 13:35
		9:45	9:48	9:55	9:58	10:07	10:09	10:16	10:18	10:20	10:28	10:33	10:40	10:49	11:05	11:11	11:18	11:23	改正後 15分	発時間10分遅 着時間変更無	国縫発 11:59 函館駅着 14:48	北斗7号 長万部 11:33 札幌着 13:52	北斗8号 長万部 12:05 函館着 13:35
④		11:28	11:31	11:38	11:41	11:50	11:52	11:59	12:01	12:03	12:11	12:16	12:33	12:42	12:58	13:04	13:11	13:16	33分		国縫発 15:02 函館駅着 17:53	北斗11号 長万部 13:44 札幌着 16:04	北斗12号 長万部 14:37 函館着 16:08
		11:48	11:51	11:58	12:01	12:10	12:12	12:19	12:21	12:23	12:31	12:36	12:43	12:52	13:08	13:14	13:21	13:26	改正後 23分	発時間20分遅 着時間10分遅	国縫発 15:02 函館駅着 17:53	北斗11号 長万部 13:44 札幌着 16:04	北斗12号 長万部 14:37 函館着 16:08
⑤	大成発 13:47 北桧山着 14:30	14:17	14:20	14:27	14:30	14:39	14:41	14:48	14:50	14:52	15:00	15:05	15:22	15:31	15:47	15:53	16:00	16:05	28分			北斗15号 長万部 16:28 札幌着 18:47	北斗16号 長万部 17:01 函館着 18:26
	大成発 13:47 北桧山着 14:30	14:35	14:38	14:45	14:48	14:57	14:59	15:06	15:08	15:10	15:18	15:23	15:30	15:39	15:55	16:01	16:08	16:13	改正後 20分	発時間18分遅 着時間 8分遅		北斗15号 長万部 16:28 札幌着 18:47	北斗16号 長万部 17:01 函館着 18:26
⑥		15:55	15:58	16:05	16:08	16:17	16:19	16:26	16:28	16:30	16:38	16:43	17:00	17:09	17:25	17:31	17:38	17:43	30分			北斗17号 長万部 18:08 札幌着 20:35	北斗18号 長万部 17:57 函館着 19:24
		16:05	16:08	16:15	16:18	16:27	16:29	16:36	16:38	16:40	16:48	16:53	17:00	17:09	17:25	17:31	17:38	17:43	改正後 30分	発時間10分遅 着時間変更無		北斗17号 長万部 18:08 札幌着 20:35	北斗18号 長万部 17:57 函館着 19:24
⑦		17:21	17:24	17:31	17:34	17:43	17:45	17:52	17:54	17:56	18:04	18:09	18:26	18:35	18:51	18:57	19:04	19:09	15分			北斗19号 長万部 19:19 札幌着 21:36	北斗20号 長万部 19:15 函館着 20:39
		17:31	17:34	17:41	17:44	17:53	17:55	18:02	18:04	18:06	18:14	18:19	18:26	18:35	18:51	18:57	19:04	19:09	改正後 15分	発時間10分遅 着時間変更無		北斗19号 長万部 19:19 札幌着 21:36	北斗20号 長万部 19:15 函館着 20:39

※北斗5号 (長万部発10:29)の列車は閑散期曜日運休となります

●721系統（瀬棚線） 長万部ターミナル ⇒ 瀬棚 ・ 上三本杉

（令和6年1月 実証運行）

	JR長万部駅 列車時刻		函館方面より 国縫での バス接続	備考	JR（札幌） 接続時間	長万部	長万部	中ノ沢	国縫	美利河	花石	北住吉	種川小	今金	今金	トマン	桧山北	玉川	北桧山	豊岡	瀬棚	上	大成方面へ 北桧山での バス接続
	札幌より接続	函館より接続				ターミナル	駅前	駅前	ダム前	石	吉	学校前	役場前	ケシ	高校前	公園	山	市街	三本杉				
①						6:50	6:55	7:02	7:08	7:24	7:31	7:48	7:53	8:03	8:05	8:07	8:14	8:16	8:25	8:28	8:35	8:38	
				発時間10分遅 着時間変更無		7:00	7:05	7:12	7:18	7:34	7:41	7:48	7:53	8:03	8:05	8:07	8:14	8:16	8:25	8:28	8:35	8:38	
②	北斗4号 札幌発 6:52 長万部 9:11	北斗3号 函館発 7:37 長万部 9:06			20分	9:26	9:31	9:38	9:44	10:00	10:07	10:24	10:29	10:39	10:41	10:43	10:50	10:52	11:01	11:04	11:11	11:14	
	北斗4号 札幌発 6:52 長万部 9:11	北斗3号 函館発 7:37 長万部 9:06		発時間変更無 着時間10分早	改正後 20分	9:26	9:31	9:38	9:44	10:00	10:07	10:14	10:19	10:29	10:31	10:33	10:40	10:42	10:51	10:54	11:01	11:04	
③	北斗6号 札幌発 8:43 長万部 11:06	北斗5号(運休あり) 函館発 9:00 長万部 10:29	函館駅発 7:28 国縫着 10:17		13分	11:14	11:19	11:26	11:32	11:48	11:55	12:12	12:17	12:27	12:29	12:31	12:38	12:40	12:49	12:52	12:59	13:02	北桧山発 12:54 大成着 13:37
	北斗6号 札幌発 8:43 長万部 11:06	北斗5号(運休あり) 函館発 9:00 長万部 10:29	函館駅発 7:28 国縫着 10:17	発時間 7分遅 着時間 3分早	改正後 20分	11:21	11:26	11:33	11:39	11:55	12:02	12:09	12:14	12:24	12:26	12:28	12:35	12:37	12:46	12:49	12:56	12:59	
④	北斗10号 札幌発 10:57 長万部 13:17	北斗9号 函館発 10:45 長万部 12:14	函館駅発 10:15 国縫着 13:06		10分	13:22	13:27	13:34	13:40	13:56	14:03	14:20	14:25	14:35	14:37	14:39	14:46	14:48	14:57	15:00	15:07	15:10	
	北斗10号 札幌発 10:57 長万部 13:17	北斗9号 函館発 10:45 長万部 12:14	函館駅発 10:15 国縫着 13:06	発時間変更無 着時間10分早	改正後 10分	13:22	13:27	13:34	13:40	13:56	14:03	14:10	14:15	14:25	14:27	14:29	14:36	14:38	14:47	14:50	14:57	15:00	
⑤	北斗12号 札幌発 12:09 長万部 14:37	北斗11号 函館発 12:15 長万部 13:44			14分	14:46	14:51	14:58	15:04	15:20	15:27	15:44	15:49	15:59	16:01	16:03	16:10	16:12	16:21	16:24	16:31	16:34	北桧山発 16:26 大成着 17:09
	北斗12号 札幌発 12:09 長万部 14:37	北斗11号 函館発 12:15 長万部 13:44		発時間10分遅 着時間変更無	改正後 24分	14:56	15:01	15:08	15:14	15:30	15:37	15:44	15:49	15:59	16:01	16:03	16:10	16:12	16:21	16:24	16:31	16:34	北桧山発 16:26 大成着 17:09
⑥	北斗16号 札幌発 14:38 長万部 17:01	北斗15号 函館発 15:01 長万部 16:28			10分	17:06	17:11	17:18	17:24	17:40	17:47	18:04	18:09	18:19	18:21	18:23	18:30	18:32	18:41	18:44	18:51	18:54	土日祝学休運休 北桧山発 18:41 大成着 19:24
	北斗16号 札幌発 14:38 長万部 17:01	北斗15号 函館発 15:01 長万部 16:28		発時間10分遅 着時間変更無	改正後 20分	17:16	17:21	17:28	17:34	17:50	17:57	18:04	18:09	18:19	18:21	18:23	18:30	18:32	18:41	18:44	18:51	18:54	土日祝学休運休 北桧山発 18:41 大成着 19:24
⑦	北斗18号 札幌発 15:34 長万部 17:57	北斗17号 函館発 16:40 長万部 18:08	函館駅発 15:38 国縫着 18:27		25分	18:17	18:22	18:29	18:35	18:51	18:58	19:15	19:20	19:30	19:32	19:34	19:41	19:43	19:52	19:55	20:02	20:05	
	北斗18号 札幌発 15:34 長万部 17:57	北斗17号 函館発 16:40 長万部 18:08	函館駅発 15:38 国縫着 18:27	発時間10分遅 着時間変更無	改正後 25分	18:17	18:22	18:29	18:35	18:51	18:58	19:05	19:10	19:20	19:22	19:24	19:31	19:33	19:42	19:45	19:52	19:55	

※北斗5号（函館発9:00）の列車は閑散期曜日運休となります

議題 (3)

【康ハイヤー】患者バスからデマンドバスへの
移行に伴う実証運行について

上地区 (美利河・花石・中里地区)

基本目標3 地域内資源である“ハイヤーの活用”で利便性の高い生活移動を確保

事業4 道道936号線沿線におけるタクシー助成制度の新設

概要

幹線交通「瀬棚線（721系統）」の国道230号花石道路の運行に伴い、交通空白地域となる道道936号線沿線地区において、自宅付近まで送迎が可能なタクシー助成制度の新設を検討します。

具体的な内容

①タクシー助成制度のあり方検討

タクシー助成制度を新設する上で、令和2年に改正された活性化再生法により、実施が可能となった「乗用タクシーの運賃低廉化措置」など、既存交通資源を活かした助成制度のあり方を検討します。

令和3年度 地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱の改正 

①地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統（運行員、車両補助）の補助対象事業者と補助要件

- ・補助対象事業者を活性化法定協議会とする ※所在地が活性化法定協議会事業者を補助対象事業者とする
- ・生活交通確保維持改善計画の策定・認定を補助の要件としていたが、活性化再生法に規定する地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載・認定を補助の要件とする。

②地域旅客運送サービス継続事業に関する補助制度の新設

- ・継続実施計画策定事業（補助対象：継続実施計画の策定計画に関する経費）
- ・継続実施計画策定事業（補助対象：利用促進に係る事業、計画の進捗状況等の評価に係る事業）
- ・補助率 1/2
- ※継続実施計画策定事業の補助上限額は500万円

③乗用タクシーの運賃低廉化措置に関する補助制度の新設

- ・自治体が高齢者などに配布するタクシー運賃を補助するチケットなどを想定し、それらが交付申請の要件に合致すれば、吾町村が支出したチケット費用（運賃補助額、チケット発行費用等）に対して補助するもの ※地域内フィーダー系統となるため、乗付要件等あり
- ・補助率 1/2（上限100万円）

④経過措置

令和6年度予算に定める事業までの間は、従前の例によることとする旨規定

出典：国土交通省九州運輸局

図5-7 タクシー運賃低廉化措置の概要

助成の経緯	・市独自で運行するバスが廃止となり、地域の需要が小規模であることから、乗用タクシーの助成を実施
対象者	・沖郷地区の60歳以上（利用登録が必要） ※登録者以外の家族や知人も相乗りが可能
運行範囲	・自宅と指定乗降場所の間
運賃	・1乗車500円
その他	・地区内の各世帯から年間200円の負担金を徴収

図5-8 山形県南陽市沖郷地区で実施しているタクシー運賃低廉化措置の事例



実施主体

協議会、交通事業者、今金町

実施スケジュール

計画策定	計画推進					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画策定						
	協議・調整が完了し次第、運行内容を見直し					

デマンドバス移行について（上地区）

事業概要（運行主体：東ハイヤー）

- ・ 道道936号線を運行している瀬棚線令和6年4月～国道230号への運行ルート変更を予定
- ・ 現運行ルートで利用している住民の足を確保するためにデマンドバス移行を検討

想定スケジュール（R6.1～R6.3実証運行、R6.4～本格運行）

R5.10～12

R6.1～3

R6.4～

協議会

第2回協議会
実証運行について事業概要説明、
実証運行の調整

第3回協議会
（書面開催予定）
実証運行前の最終協議、部会開催結果報告

第4回協議会（書面開催予定）
実証運行の中間報告及び本格運行の調整、今金町地域公共交通計画変更の承認、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請承認

本格
運行
開始

部会

事業概要の説明及び周知のため住民説明会を開催

実証運行の評価ヒアリングのため住民説明会を開催

申請等

- ・ 道路運送法21条による許可申請（実証運行について）
実証運行の2カ月以上前
- ・ 令和5年度地域交通支援事業費補助金の交付申請（道補助）

道路運送法15条に基づく事業計画変更認可申請（区域拡大について）
本格運行の1ヶ月前

今金町地域公共交通計画の変更、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請



上地区(美利河・花石・中里方面)

運行ルート(案)

記号

議題 (3)

【康ハイヤー】患者バスからデマンドバスへの
移行に伴う実証運行について

西部地区 (神丘 鈴岡地区)

基本目標2 生活移動の幅を広げる“地域公共交通”で安全な生活移動を確保

事業2 予約バス「ルンるん号」未運行地域への運行エリアの拡大

概要

現在、予約バス「ルンるん号」が運行していない「鈴岡・神丘の西部地区」において、事業1で行うエリア統合による運転手及び車両の活用や当該地区を運行する患者バスの交通資源を活用し、予約バス「ルンるん号」のエリア拡大を行います。

エリア拡大を行う予約バス「ルンるん号」を含め、全ルンるん号の路線については、本町から必要となる運行経費を捻出するとともに、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用し、運行維持確保を行います。

具体的な内容

①運行対象エリアの検討

本町市街地で交通空白地域となっている「鈴岡・神丘の西部地区」を予約バス「ルンるん号」の新規運行エリアとします。

②交通資源の活用

現在、「鈴岡・神丘の西部地区」には患者バスが1日2便、通院もしくは入浴を目的とした移動でのみ利用が可能な状況ですが、利用目的及び運行時間帯の拡大を目的として、患者バスの交通資源を活用し、予約バス「ルンるん号」としての運行に転換することの検討・調整を行います。

③運行サービス水準の検討

現在、運行している予約バス「ルンるん号」の運行サービス水準を踏襲し、5便/日の運行便数を確保します。なお、運行曜日についても、現行ルンるん号の運行曜日を踏襲し、月曜日から土曜日までの週6日運行とします。

また、国庫補助金の活用も見据えているため、予約バス「ルンるん号」への転換の際には、有償での運行を想定しています。

八東・白石地区 予約バス「ルンるん号」時刻表 【予約先】 東ハイヤー TEL 82-0166 FAX 82-0178

●日中便（月曜日～土曜日運行、祝日は運休）		予約バス「ルンるん号」時刻表												
種別	区間	時刻	八東	白石	八東	白石	八東	白石	八東	白石	八東	白石	八東	白石
往	八東→白石	07:00	07:10	07:15	07:20	07:25	07:30	07:35	07:40	07:45	07:50	07:55	08:00	08:05
		08:00	08:10	08:15	08:20	08:25	08:30	08:35	08:40	08:45	08:50	08:55	09:00	09:05
帰	白石→八東	07:10	07:15	07:20	07:25	07:30	07:35	07:40	07:45	07:50	07:55	08:00	08:05	08:10
		08:10	08:15	08:20	08:25	08:30	08:35	08:40	08:45	08:50	08:55	09:00	09:05	09:10
往	白石→八東	09:00	09:10	09:15	09:20	09:25	09:30	09:35	09:40	09:45	09:50	09:55	10:00	10:05
		10:00	10:10	10:15	10:20	10:25	10:30	10:35	10:40	10:45	10:50	10:55	11:00	11:05
帰	八東→白石	09:10	09:15	09:20	09:25	09:30	09:35	09:40	09:45	09:50	09:55	10:00	10:05	10:10
		11:00	11:10	11:15	11:20	11:25	11:30	11:35	11:40	11:45	11:50	11:55	12:00	12:05
往	八東→白石	12:00	12:10	12:15	12:20	12:25	12:30	12:35	12:40	12:45	12:50	12:55	13:00	13:05
		13:00	13:10	13:15	13:20	13:25	13:30	13:35	13:40	13:45	13:50	13:55	14:00	14:05
帰	白石→八東	12:10	12:15	12:20	12:25	12:30	12:35	12:40	12:45	12:50	12:55	13:00	13:05	13:10
		14:00	14:10	14:15	14:20	14:25	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50	14:55	15:00	15:05
往	白石→八東	15:00	15:10	15:15	15:20	15:25	15:30	15:35	15:40	15:45	15:50	15:55	16:00	16:05
		16:00	16:10	16:15	16:20	16:25	16:30	16:35	16:40	16:45	16:50	16:55	17:00	17:05
帰	八東→白石	15:10	15:15	15:20	15:25	15:30	15:35	15:40	15:45	15:50	15:55	16:00	16:05	16:10
		17:00	17:10	17:15	17:20	17:25	17:30	17:35	17:40	17:45	17:50	17:55	18:00	18:05

図5-5 予約バス「ルンるん号」（八東・白石方面）の運行便数

実施主体

協議会、交通事業者、今金町

実施スケジュール

計画策定	計画推進				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画策定	検討・調整	本格運行・継続的な見直し			

デマンドバス移行について（西部地区）

事業概要（運行主体：東ハイヤー）

- ・現在、予約バス「ルンるん号」が運行しておらず、交通空白地域となっている西部地区（神戸・鈴岡地区）について、現行の患者バスからデマンドバスへの移行による足の確保を検討

想定スケジュール（R6.1～R6.3実証運行、R6.4～本格運行）

R5.10～12

R6.1～3

R6.4～

協議会

第2回協議会
実証運行について事業概要説明、
実証運行の調整

第3回協議会
（書面開催予定）
実証運行前の最終協議、部会開催結果報告

第4回協議会（書面開催予定）
実証運行の中間報告及び本格運行の調整、今金町地域公共交通計画変更の承認、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請承認

本格
運行
開始

部会

事業概要の説明及び周知のため住民説明会を開催

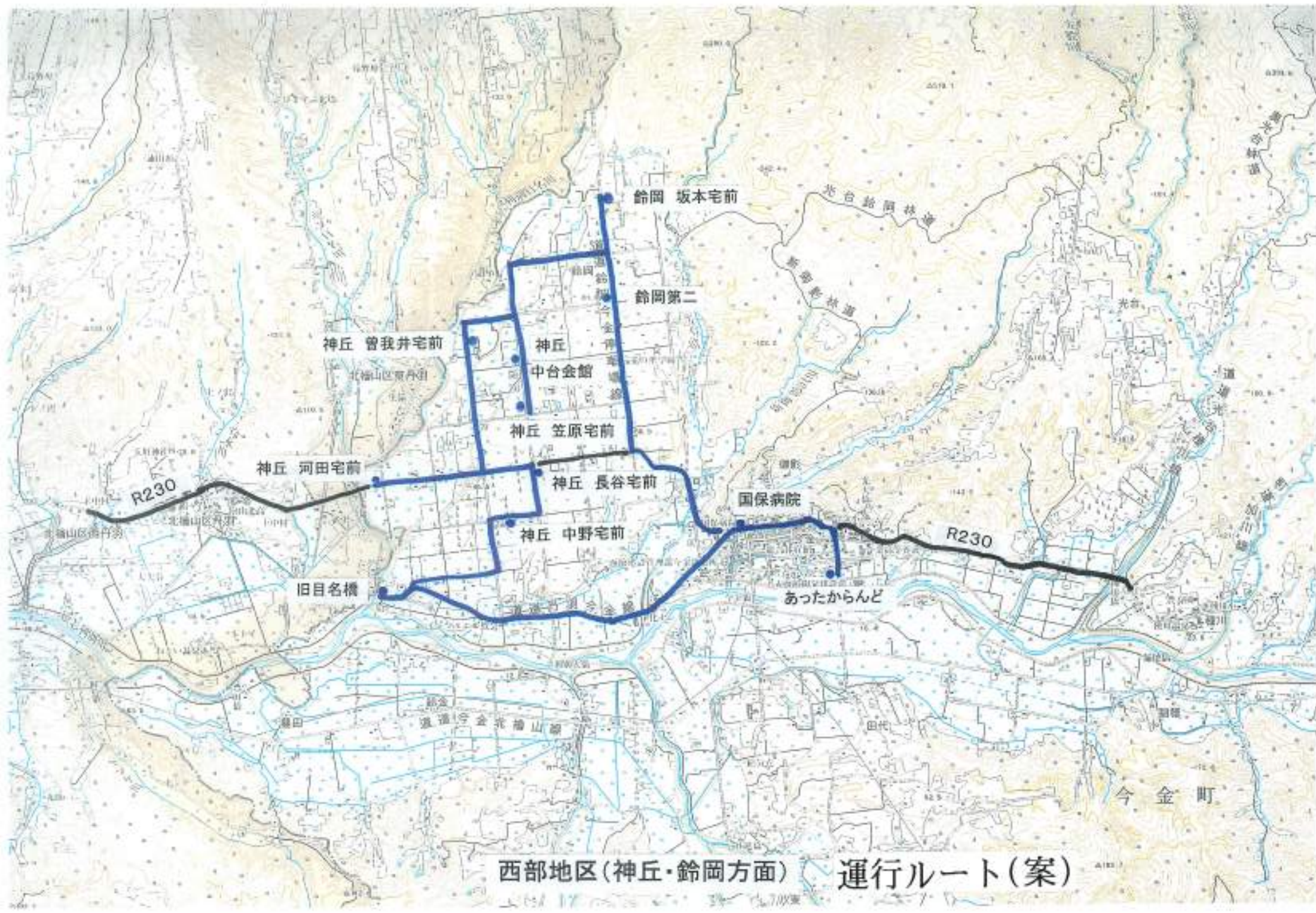
実証運行の評価ヒアリングのため住民説明会を開催

申請等

道路運送法21条による許可申請（実証運行について）
実証運行の2カ月以上前

道路運送法15条に基づく事業計画変更認可申請（区域拡大について）
本格運行の1ヶ月前

今金町地域公共交通計画の変更、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金申請



西部地区(神丘・鈴岡方面) 運行ルート(案)

令和5年度 今金町デマンドバス実証実験時刻表

予約状況によってルート及び時間を変更する可能性があります
(基本は記載のとおりであり、運行に支障はありません)

○上地区 (美利河・花石・中里方面) 午前

	青山宅	大清水宅	花石郵便局	遠藤宅	森宅	伊藤宅	中島宅	小泉宅	下種川会館前	奥種川会館前	光台会館前	今金市街
火曜日・木曜日	9:00	9:00	9:10	9:12	9:20	9:25	9:28	9:33	9:40	9:45	9:50	10:00
水曜日・金曜日	10:00	10:00	10:10	10:12	10:20	10:25	10:28	10:33	10:40	10:49	10:50	11:00

○上地区 (美利河・花石・中里方面) 午後

	あつたからんど	国保病院	アイン薬局	ひだまり	美利河方面へ
火・水・木・金曜日	12:20	12:25	12:26	12:29	

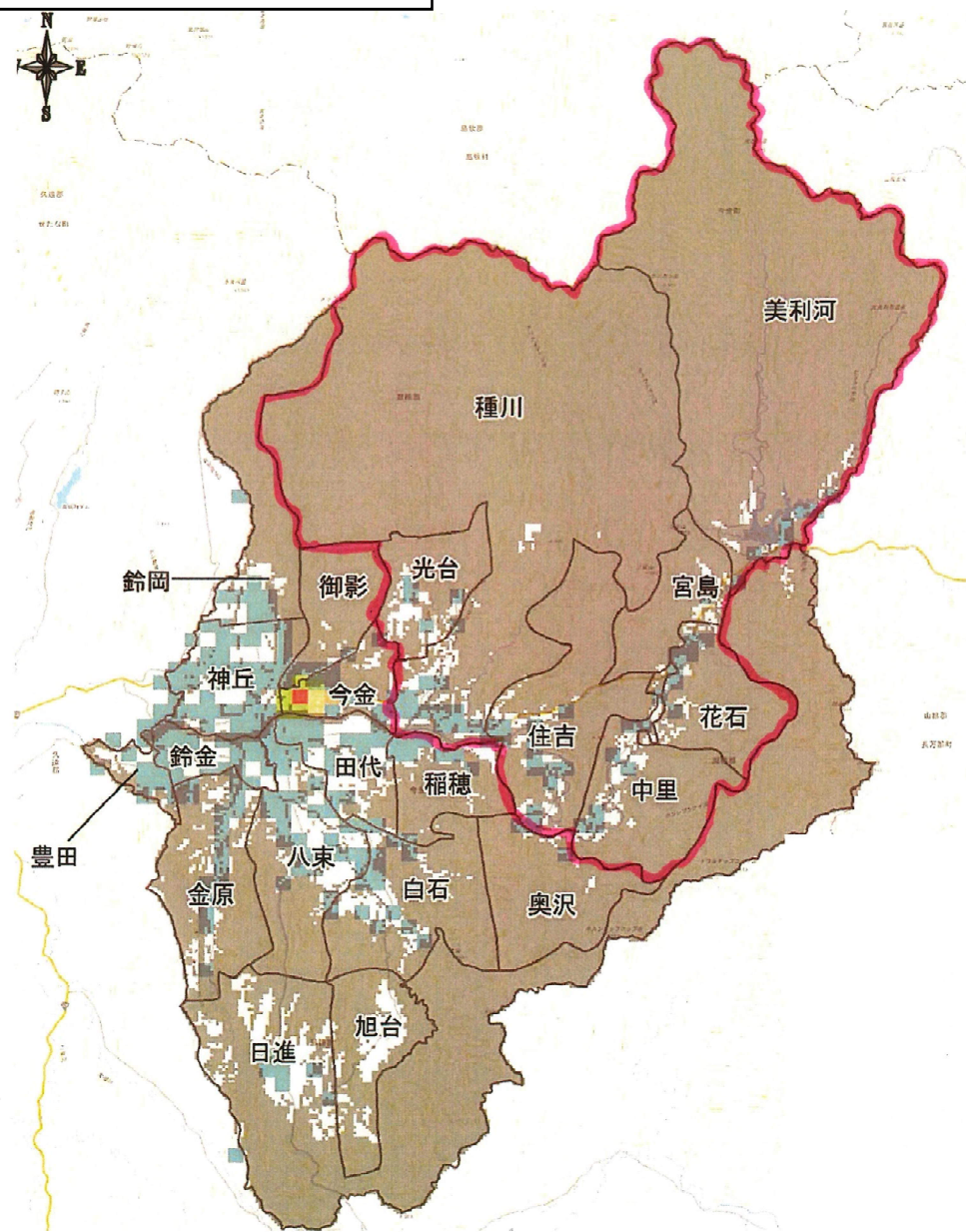
西部地区 (神丘・鈴岡方面) 午前

	安藤宅	笠原宅	白山宅	仲川宅	曾我井宅	河田宅	中野宅	山崎宅	今金市街
月曜日・水曜日・金曜日	9:00	9:08	9:20	9:23	9:30	9:40	9:45	9:48	9:58
火曜日・木曜日	10:00	10:08	10:20	10:23	10:30	10:40	10:45	10:48	10:58

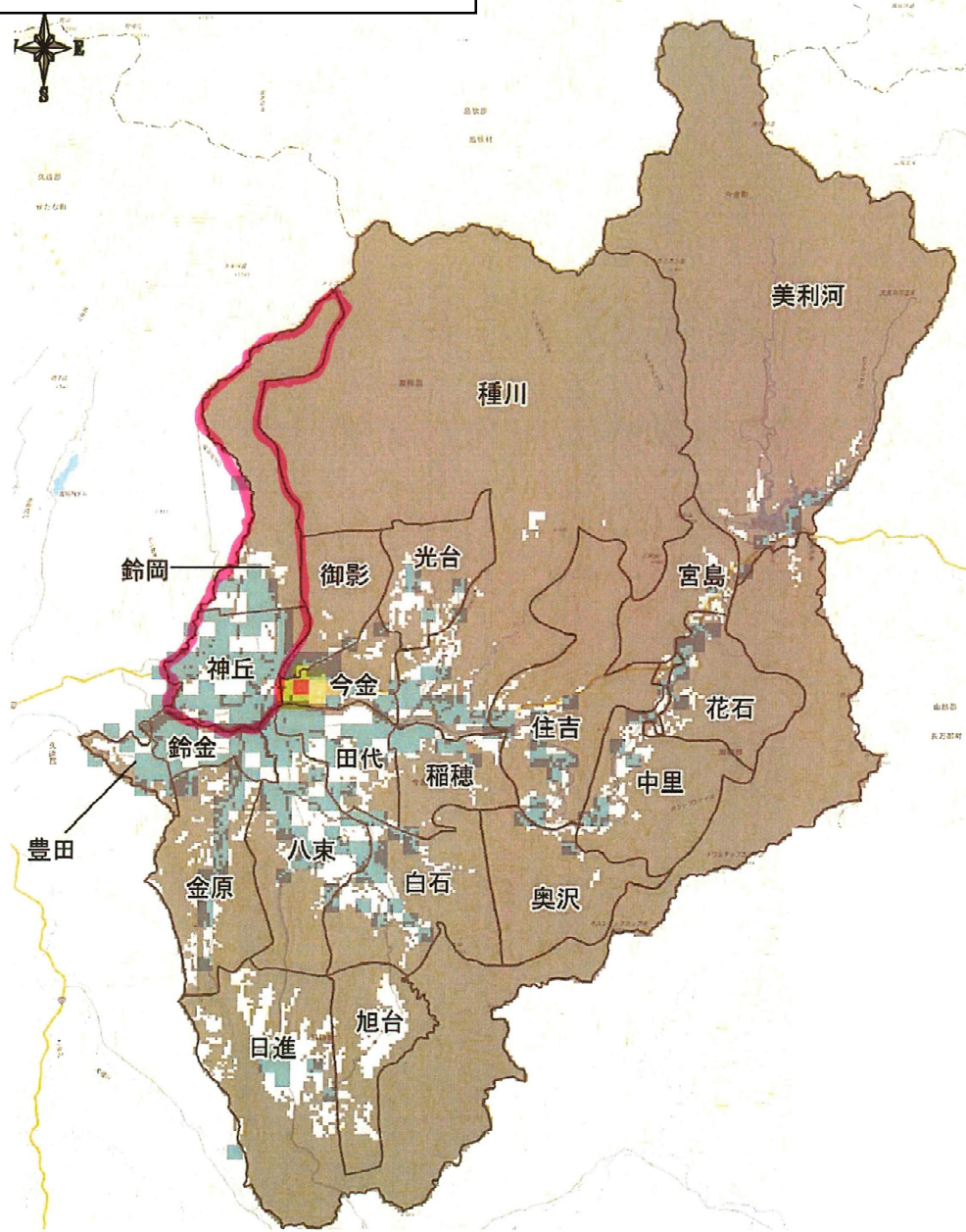
西部地区 (神丘・鈴岡方面) 午後

	あつたからんど	国保病院	アイン薬局	ひだまり	神丘方面へ
月・火・水・木・金曜日	12:20	12:25	12:26	12:29	

上地区 区域図



西部地区 区域図



令和5年度 今金町デマンドバス実証実験 運行事業費算出

令和4年度 今金町デマンドバス 事業費 (4コース)

12,120,458円

1コース当たり

12,120,458 円 / 4 = 3,030,000円 (千円止め)

上地区 (美利河・花石・中里方面)	$3,030,000 \times 1.045(4.5\% \text{ UP}) \times 3/12 \text{ 月} =$	791,000円	道補助金活用 (全額)
西部地区 (神丘・鈴岡方面)	$3,030,000 \times 1.045(4.5\% \text{ UP}) \times 3/12 \text{ 月} =$	791,000円	
計		791,000円	

UP率の算出

国土交通省の労務単価 R4年度特殊運転手単価 22,400円

R5年度特殊運転手単価 23,400円

UP率 = $(23,400 - 22,400) / 22,400 = 4.5\%$

地域交通支援事業の概要

対象路線イメージ

例) A町～B町～C町の区間を運行する地域間幹線系統補助対象路線について、人口減少等から補助要件を満たすことが困難となる見込み



町によって輸送需要や路線の位置づけが異なるため、このままでは路線の確保方策について合意形成が困難

補助事業を活用しながら実証実験を行い確保方策の妥当性を検証

補助内容

地域関係者（バス事業者・関係自治体など）と連携し、複数市町村をまたぐ広域路線における生産性向上の方向性（便数やダイヤ、運行範囲、デマンド型など）検討に向けた「**実証運行**」に要する運行経費を支援

補助対象事業者	市町村	対象経費	実証運行に要する運行経費
対象路線	地域間幹線系統 広域生活交通路線（複数市町村をまたぐものに限る）		
補助率	10/10（ただし、上限額約3,500千円）		

対象事業①

(1) 広域バス路線の全区間又は一部区間をフィーダー系統に転換することの妥当性を調査検討するために行われるもの



対象事業②

(2) 広域バス路線の全区間又は一部区間において新たにフィーダー系統を運行するとともに、当該広域バス路線を引き続き運行することの妥当性を調査・検討するために行われるもの



令和5年度地域交通支援事業費補助金交付要綱

広域バス路線は、国、道、市町村、交通事業者等が分担・協調しながらその維持に努めているところであるが、利用促進や生産性向上に向けた取組を十分に実施しても路線の見直しをせざるを得ない状況があることを踏まえ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、地域における利用実態を踏まえた移動手段の検討に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することとし、その取扱いについては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第1条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「広域バス路線」 北海道地域間幹線系統確保維持計画（北海道地域間幹線確保維持事業費補助金交付要綱（平成23年7月22日地交第66号）第5条に定める北海道地域間幹線確保維持計画のことをいう。）に登載若しくは登載予定の乗合バス路線又は令和4年度北海道生活交道路線維持対策事業費補助金交付要綱（令和5年2月8日付交通第599号）第1条第14号アに定める乗合バス路線であって、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて複数市町村にまたがるものをいう。
- (2) 「フィーダー系統」 バスの停留所、鉄軌道駅、海港又は空港において、広域バス路線、鉄軌道路線、内航旅客船航路又は国内定期航空路と接続（バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のための措置が講じられていることをいう。）するバス系統をいう。
- (3) 「実証運行」 広域バス路線の維持確保の方法を調査・検討するために、期間を定めて行われる実験的な旅客運送であり、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条、第21条第2項又は第79条のいずれかの規定に基づき運行されるもの。

（補助事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する実証運行とする。

- (1) 広域バス路線の全区間又は一部区間をフィーダー系統に転換することの妥当性を調査・検討するために行われるもの。
- (2) 広域バス路線の全区間又は一部区間において新たにフィーダー系統を運行するとともに、当該区間において当該広域バス路線を引き続き運行することの妥当性を調査・検討するために行われるもの。
- (3) 上記のほか、広域バス路線の維持確保に資する運行の妥当性の調査・検討のために行われるもの。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施する市町村又は活性化法法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）第6条に規定する協議会をいう。以下同じ。）。

なお、複数の市町村が連携して補助事業を実施する場合は、代表する一の市町村を定め、補助事業者とする。

(補助対象経費、補助金の交付額の算定方法及び補助対象事業の基準)

第4条 補助対象経費、補助金の交付額の算定方法は別表に定める。

また、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の内示)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施概要書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された事業実施概要書等を審査の上、補助金の対象となる事業を採択し、補助金の交付を受けようとする者に対し、補助金の内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の内示を受けた者は、補助金等交付申請書(総政第1号様式(平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」について同じ。))に総政第2号様式、総政第14号様式、総政第18号様式、総政第20号様式及び総政第32号様式(申請者が市町村である場合を除く。)を添付して別に知事が定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届(別記第2号様式)を知事に提出することとする。

(補助金の交付決定通知)

第7条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次条の条件を付して申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定しないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に補助金等を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容を変更するときは、次に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ、補助事業等変更承認申請書(総政第21号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更にあつては、補助事業の目的及び主な内容の変更以外の変更であつて補助金額に変更を生じないものであるとき。

イ 補助対象経費の変更にあつては、経費の20パーセント以内であるとき。

(2) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

- (5) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (6) 前号の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (7) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (8) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (9) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具）については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (12) 前号の処分をするときは、あらかじめ、知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (13) 取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付すること。
- (14) 次のアからオまでのいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 第11号の規定に違反したとき。
- オ アからエに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (15) 前号の規定による処分に関し、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの

割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (17) 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (19) (4)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (20) 北海道補助金等交付規則及び決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第6条の規定による通知を受領した日から10日以内とし、取下げの申請をしようとする者は、総政第22号様式による補助金等交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第10条 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総政第23号様式による補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 実績報告は、原則として事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに行うものとし、補助事業等実績報告書（総政第28号様式）に総政第2号様式、総政第29号様式及び第31号様式を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、補助事業等実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、実施された補助事業の区分ごとに、第4条で定める方法により算出した額と交付決定額（交付決定額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか少ない額とする。

（書類の提出）

第13条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、1部とする。

附 則

この交付要綱は、令和3年10月21日から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和4年12月26日から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和5年9月6日から適用する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費	補助限度額	補助率	補助金額の計算方法
<p>1 実証運行の実施のために必要な経費であって、「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」（平成14年5月23日付国自旅第31号国土交通省自動車局長から各地方運輸局自動車（第一）部長・沖縄総合事務局運輸部長あて通達。以下「国通達」という。）において一般旅客自動車運送事業損益明細表に営業費用として計上されるべき次の(1)及び(2)に掲げる経費とする。</p> <p>ただし、人件費は、補助事業に直接従事する従業員等に対して支払う給与・賃金等に限る。</p> <p>(1) 運送費 人件費、燃料油脂費、修繕費、減価償却費、保険料、施設使用料、自動車リース料、施設賦課税、事故賠償費、道路使用料、その他経費</p> <p>(2) 一般管理費 人件費、その他経費</p> <p>2 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>1 件につき 3,926千円以内であって 予算の範囲内の額</p>	<p>10/10以内</p>	<p>補助対象経費から、次の(1)及び(2)に定める収入を控除した額に補助率を乗じて得た額。ただし、補助限度額の範囲内の額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 国通達において収入として計算される運送収入及び運送雑収の額</p> <p>(2) 当該実証運行にあたり道以外のものから補助される補助金の額</p>